

【7】 AI投資・ロボアドバイザー（ファンドラップ）

Case

Aは、生前に、「投資は、B証券会社において、AI投資のロボアドバイザーを使っている。なかなか利益が出ているよ。」と話しており、相当額の投資をしているような口ぶりであった。

Aは、昨年死亡し、X1及びX2がAの財産を相続することとなったが、X1及びX2は、AI投資のロボアドバイザーとは何のことか、よく分からない。

X1及びX2が相続手続を進めるに当たり、どのような点に気を付けたらよいか。

フローチャート

相続財産の調査 ①

- ・ 証券会社に残高証明書の発行依頼
- ・ 投資一任型か、アドバイス型か
- ・ 投資一任型の場合、現金化か相続人に承継可能か



遺産分割協議 ②



証券会社へ書類提出、相続手続

- （提出書類）※要個別確認
- ・ 被相続人出生～死亡の戸籍謄本
 - ・ 相続人全員の現在の戸籍謄本
 - ・ 遺産分割協議書
 - ・ 各証券会社等所定の申請書

第2章 デジタル財産等

【10】 アフィリエイトアカウント

Case

Aは、B社のサービスを利用して趣味のブログページを開設して多数の記事を投稿し、その記事に広告を付けるためにC社というアフィリエイト・サービス・プロバイダ（ASP）に登録した。これにより、AはASPのアフィリエイトアカウントを有し、広告収入を受け取っていた。

Aは死亡したが、相続人の一人であるX1がAのアフィリエイトアカウントをそのまま引き継ぎ、継続的に広告収入を得ることは可能か。また、X1がASPとの契約を承継できない場合、X1としてはAの収益構造を引き継ぐ方法はあるか。

フローチャート

相続財産の調査 ① ② ③

- ・ AのASPの調査（収益履歴、ASPのアカウント情報調査、運営会社に対する情報開示依頼、ASPの規約調査（死後のアカウント・収益権移転可否））
- ・ Aのブログ（デジタル財産）の調査（ブログのアカウント情報調査、インターネットドメイン、サーバ契約の調査、運営会社に対する情報開示依頼、運営会社規約調査（死後のアカウント承継可否））



遺産分割協議 ⑥



協議書に基づく各手続 4 5

- ・ ASPの利用規約に即した収益権の移転手続
 - 承継可能であれば、ASPに連絡し必要書類を提出
 - 承継不可能であれば、X 1 名義又はX 1 作成の法人名義で新規アカウントを登録
- ・ Aのブログ（デジタル財産）の承継手続
 - ブログ自体のアカウントが承継可能であれば、サービス提供契約事業者に連絡し必要書類を提出
 - 承継不可能であれば、記事をダウンロード等して保存し、X 1 名義又はX 1 作成の法人名義で新規アカウントを登録

文 例

○収益性のあるブログやインターネットドメイン等、アフィリエイトアカウントとしての一切の権利・義務を相続人の一人が単独で相続する場合 **DL**

第○条 被相続人が生前に運営していた以下のインターネットドメイン（以下「本ドメイン」という。）、及び本ドメインに存するブログ記事等に関する一切の権利は、相続人X 1が単独で相続する。

ドメイン名 ○○○○.com

管理登録業者 B社^①

第○条 本ドメイン及び本ドメインに存するブログ等のインターネット記事に関する以下の権利は、全て相続人X 1に帰属するものとする。^②

- (1) 著作権（動画、サムネイル、説明文等のコンテンツ）
- (2) 収益権（広告収入、ASP契約等）
- (3) アカウント管理権限（ログイン情報、設定変更、動画投稿等）

第○条 相続人X 1は、被相続人がASP契約を締結していたC社に対して、被相続人の死亡を通知し、ASP契約の終了に伴う諸手続を行うも

のとする。他の相続人は、上記各手続に必要な書類の提供等に協力する。なお、相続人X 1がC社やその他のASPとの間において、本ドメイン及び本ドメインに存し又は存したブログ等の内容を利用した新たなASP契約を締結することにつき、他の相続人は異議を述べない。^③

第〇条 相続人X 1は、本ドメインの管理者であるB社に対して、被相続人の死亡及び本協議書に基づく権利承継を通知し、必要な名義変更及び収益受領手続を行うものとする。他の相続人は、上記各手続に必要な書類の提供等に協力する。なお、相続人X 1がB社以外のサービスにおいて本ドメインに存し又は存したブログ等のインターネット記事の内容を投稿等することについて、他の相続人は異議を述べない。

＜記載上のポイント＞

- ① ドメイン名と管理登録業者により特定した例です。
- ② 具体的に取得する収益に係る権利を明示した例です。
- ③ アフィリエイトアカウントの承継に関し、他の相続人の協力が必要になる可能性を考慮して、具体的な手続と協力義務を定めています。また、アフィリエイトアカウントが承継できない場合には、X 1が新たにASP契約を締結します。

解 説

1 アフィリエイト広告とは

アフィリエイト広告とは、ブログその他のWEBサイトに、広告主が供給する商品等の広告を、当該広告主の販売サイトのハイパーリンクと共に掲載するなどして、広告主の販売サイトからの商品の購入を誘引させる広告手法です。当該サイトを作成するアフィリエイトターには、定められた条件に従って、広告主からアフィリエイト・サービス・プロバイダ（以下「ASP」といいます。）を通じたアフィリエイト報酬

【25】 ライセンス（知的財産権のライセンシーたる地位）

Case

Aは、生前、個人でY社とライセンス契約を締結し、Y社の有する以下の知的財産を使用し、おしゃべりAIロボット「パテまる」の製造販売を行っていた。

- ・ロボットのおしゃべり動作プログラムの著作物
- ・人の表情を読んで会話を变えるAIシステムの発明
- ・「パテまる」の文字商標
- ・ロボットの独特な丸みを帯びた形状の意匠

Aは、先月死亡し、子のX1及びX2がAの財産を相続することとなった。X1が上記知的財産を使用し「パテまる」の製造販売を続けたい場合、どのような点に気を付けて相続手続を行えばよいか。

フローチャート

相続財産の調査 1

- ・ライセンサー（Y社）との間の契約書の確認



遺産分割協議



相続手続 2

- ・ライセンサー（Y社）への届出、覚書の締結
- ・特許庁長官への届出（相続による移転登録申請書等）



相続税の申告

文 例

○知的財産権のライセンサーたる地位を相続人の一人が相続する場合 **DL**

第○条 X1は、AがY社との間で締結した、下記記載のライセンス契約（以下「本件契約」という。）におけるAの契約上の地位及び同契約に基づく一切の権利義務を相続する。

2 X1は、本遺産分割協議の成立後遅滞なく、特許庁長官に対し、下記(2)ないし(4)について相続による移転登録申請書を提出する。^①

3 X1は、本遺産分割協議の成立後遅滞なく、Y社に対し、本件契約の承継について通知し本件契約の承継のために必要な手続を行う。^②

記

契約の名称 ライセンス契約

契約締結日 令和○年○月○日

利用権利、実施権及び使用権の内容

- (1) ○○○○の著作物の利用権
- (2) 特許番号○○○○の〔専用／通常〕実施権
- (3) 商標登録番号○○○○の〔専用／通常〕使用権
- (4) 意匠登録番号○○○○の〔専用／通常〕実施権

<記載上のポイント>

① 特許庁長官への届出は不要な場合もあります。後述の解説を参考に届出の要否を確認し、届出が不要な場合は本項は削除してください。

② Y社との間で届出や覚書の締結等の必要な手続を確認してください。

※文例中の「……／……」は、事例に合わせていずれかを選択します。